

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和2年5月29日(金) 午前9時30分から午前10時45分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席15名、欠席4名)】</p> <p>出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>欠席：3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、16番川合次夫委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席15名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、木島同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	2番 委員
	6番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.10～No.12 3件
- 報告第2号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.801～No.802 2件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5002～No.5005 4件
- 議 第2号 農用地利用集積計画案について
No.37～No.53 17件
- 議 第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.4 1件
- 議 第4号 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見について
- 議 第5号 糸魚川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者
選考委員会の委員の任命について

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

- ・新型コロナウイルス対策支援制度について
- ・人・農地プランの進捗状況について

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、3番大島委員、4番原委員、5番園田委員、16番川合委員の4名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、2番片山委員、6番松澤委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 10番青海地区の件ですが、青海地内の3筆165㎡について、山林になっております。 11番西海地区の件ですが、平牛地内の2筆640㎡について、宅地になっております。 12番青海地区の件ですが、田海地内の2筆22.4㎡について、宅地</p>

議長	<p>になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第2号 農地の用途変更及び嵩上げ届について></p> <p>報告第2号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>801番及び802番上早川地区の件ですが、大平地内の田について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道笹倉線近くの場所です。申請人は、隣接の田と段差があるため、嵩上げしたいものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p>日程第3＝付議事項</p>
議長	<p><議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。3頁をご覧ください。</p>

5002 番小滝地区の件ですが、大所地内の2筆984 m²について、資材置場及びヘリポートのための、6か月間の賃借権設定です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、県道入ノ平白馬線沿いの場所です。申請人は、林野庁所管の小滝川上流治山工食用資材置場及びヘリポートとして使用したいものです。農地の区分は、カ(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5003 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆794.09 m²について、資材置場及び土砂仮置場のための、6か月間の賃借権設定です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、林道入山吹原線沿いの場所です。申請人は、天然ガス輸送導管移設工食用資材置場及び土砂仮置場として使用したいものです。農地の区分は、ア-(イ)-c（農用地区域内の一時転用である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5004 番青海地区の件ですが、今村新田地内の1筆120.78 m²について、駐車場敷地のための、20年間の賃借権設定です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道今村本道線沿いの場所です。申請人は、隣地で造園業を営んでおり、従業員等業務用の駐車場を確保したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、工業地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5005 番青海地区の件ですが、田海地内の1筆247 m²について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道青海通線近くの場所です。申請人は、現在市営住宅に居住しているため、申請地を譲り受け、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<p><議第2号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第2号 農用地利用集積計画案について、17件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、井上委員の案件を先に審議しますので、井上委員、退席をお願いします。</p> <p>〔井上委員退室〕</p>
議長 石曾根主任主事	事務局の説明を求めます。 説明いたします。5頁をご覧ください。 44番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の3筆5,372㎡について借り受けて規模拡大するものです。
議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔井上委員入室〕
議長 石曾根主任主事	その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。4頁をご覧ください。 37番下早川地区の件ですが、五十原地内の3筆2,526㎡について、更新するものです。 38番下早川地区の件ですが、東塚地内の3筆2,532㎡について、更新するものです。 39番下早川地区の件ですが、東塚地内の1筆1,333㎡について、更新するものです。

	<p>40 番下早川地区の件ですが、東塚地内の3筆2,842㎡について、更新するものです。</p> <p>41 番上早川地区の件ですが、砂場地内の3筆2,230㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>42 番上早川地区の件ですが、北山地内の1筆1,015㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>43 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の1筆2,238㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>45 番能生谷地区の件ですが、島道地内の2筆1,388㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>46 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆851㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>47 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆961㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>48 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の2筆1,734㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>49 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の2筆2,737㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>50 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の3筆1,575㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>51 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の2筆2,304㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>52 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の1筆753㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>53 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の1筆331㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	
議長	
議長	

<p>議長 石曾根主任主事</p>	<p><議第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について> 議第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について説明を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明いたします。8頁をご覧ください。 4番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の7筆4,963㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第4号 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見について> 議第4号 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見について説明を求めます。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>説明いたします。10頁をご覧ください。 農業振興地域整備計画の変更について、9件の農用地区域からの除外、1件の農用地区域への編入の申請がありました。 除外1件目について、根知地区、山寺地内の1筆919㎡を共同納骨墓用敷地、植林及び雪捨場としたいものです。申請人は、少子化の影響等で墓終いをされている方が大変多くなっていることから、共同納骨墓を作ってほしいと要望があり、その設置のため申請したものです。また、近隣で生活している方の住宅から墓地が丸見えになってしまうため、周りの住環境や景観の保全に配慮し、植林スペースも設けたいものです。雪捨場については、本堂の雪捨場確保に苦渋しているため申請を行うものですが、現在この場所は、近隣の方も雪捨場として使用しているため、申請人だけでなく、引き続き近隣の方にも使用していただくものです。 除外2件目について、磯部地区、徳合地内の14筆14,149㎡を小型</p>

風力発電機設置敷地としたいものです。申請人は、再生可能エネルギーの1つとして注目されている風力発電機を、周辺に影響が少なく条件の良い申請地に設置したいものです。

除外3件目について、大野地区、大野地内の1筆141㎡を住宅建築敷地としたいものです。申請人は、現在アパート住まいで、子供の成長に伴い手狭になったため、親が住む大野地区で親所有の申請地を借り受け、住宅建築敷地としたいものです。

除外4件目について、下早川地区、上覚地内の1筆475㎡を住宅建築敷地としたいものです。申請人は、申請地の近隣で居住している親の介護が必要になるため、親の所有する土地を借り受け、住宅建築敷地としたいものです。

除外5件目について、能生谷地区、柵口地内の5筆796㎡を小水力発電所設置敷地としたいものです。申請人は、市内数か所に渡り調査した結果、申請地が最も適していたことから、申請地に小水力発電所を設置したいものです。

除外6件目について、下早川地区、上覚地内の1筆522.70㎡を住宅建築敷地としたいものです。申請人は、現在家族6人で生活しておりますが、自宅が築70年と老朽化していること、積雪の多い地域であるため、早朝や深夜の除雪が間に合わず通勤に苦慮していること、家族の駐車場の確保が必要なことから、申請地を住宅建築敷地としたいものです。

除外7件目について、西海地区、川島地内の1筆618㎡を住宅建築敷地としたいものです。申請人は、現住居の老朽化が進み、一刻も早く立て替えたく計画中であるが、現住地は敷地が狭く、湿気が多い上に、道路幅員も狭いため、申請地に住宅を建築したいものです。

除外8件目について、根知地区、根小屋地内の1筆100㎡をモニュメント敷地としたいものです。申請人は、糸魚川―静岡構造線の通過位置を示すモニュメントを設置し、根知地域における断層と暮らし、農業との関係を示す教育的な観光シンボルとして活用できること、また、観光名所として根知地域の農業モデルの理解と普及に貢献できることに期待し、モニュメントを設置したいものです。

除外9件目について、根知地区、別所地内の15筆6,357㎡を資材置場としたいものです。申請人は、災害復旧工事の受注が増大し、そ

	<p>れに伴う残土処理場及び資材置場が不足していることから、申請地を残土処理場兼資材置場用地としたいものです。</p> <p>編入については1件ございます。磯部地区、百川地内の1筆2,238㎡を編入したいものです。申請人は、申請地を以前から耕作していたが、保安林指定だったことが判明し、平成30年2月に保安林指定を解除しました。今後も耕作を継続していきたいため、編入したいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 片山委員</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>4番目の件と6番目の件についてですが、申請地がほぼ隣接している場所です。はやかわ保育園のすぐ裏で、農地が一連でまとまっている場所の一角です。宅地になるものですから、排水路が周りの用水に影響しないのか、また、周りの耕作者から了解を得たのでしょうか。ここに住宅が建つと今後その隣などにも住宅が建つのではないかと見込まれますが、今回はこの2筆だけ除外するのか、一帯を除外するかどちらですか。ここは圃場整備もしていない場所ですし、最初から宅地になると考えていたのでしょうか。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>除外申請については周りの地権者から同意を頂いております。ただ、排水については今一度確認する必要があると思います。土地改良区では許可を得ています。周りの除外についてですが、まだ実際の転用計画がないので、除外するわけにはいきません。ですがこの並びで1件建物が建っていますし、だんだん宅地化していくことも考えられます。</p>
<p>中村係長</p>	<p>農林水産課の中村です。補足させていただきます。今回農地転用を図る前に農振除外の手続きを受付させていただきました。いずれにしても、営農関係の同意書も土地改良区、農家組合長さんからいただいておりますし、今後、県の担当と事前相談をさせていただき、農業に影響がないか確認していきたいと思います。</p>
<p>片山委員</p>	<p>特に排水関係、農業用水に悪影響のないように、再度土地改良区にも確認を取っていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>中村係長</p>	<p>営農に影響がないことが条件ですので、しっかり確認をして進めていきたいと思います。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>ここは下水道が通っていますか。</p>

中村係長 松澤委員	<p>再度確認いたします。</p> <p>7番目の件ですが、申請人の方とお話ししましたので補足説明させていただきます。ここは以前に嵩上げ申請をしたところで、現在、その一角にハウスが建っています。今回申請している付近は住宅がたくさんありますが、申請人の住宅は、もっと山手の方で、地滑り危険区域にもなっていますし、これから住宅を建てるには不安な場所です。申請地周辺は申請人が耕作していますので、周りの耕作者への影響もないと思われます。申請地は農地としても条件の良い場所ですので少し切ないですが、諸々の理由がありますので、ぜひ皆さんから許可いただければと思います。</p>
伊藤昭委員	<p>5番目の件ですが小水力発電に湯沢川の水を使うとなると、農業用水としても取水しているところですので、その辺の許可を得ているのでしょうか。</p>
中村係長	<p>地元の皆様、用水組合から許可を得ています。また、同意書もいただいております。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第5号 糸魚川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の委員の任命について></p>
水島係長	<p>議第5号 糸魚川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の委員の任命について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。56頁をご覧ください。</p>
水島係長	<p>推進委員を選出する際には、選出の公平さを明かすものとして、選考の会議を開くこととなっています。定員をオーバーしていたら当然選考委員会を開催させていただきますが、今回は定数ちょうど18名でありましたが、選出のステップを踏むことが望ましいとされておりますので、本日総会終了後に選考委員会を開催させていただきたいと思っております。本来であれば3月の総会の際に開催する予定でしたが、</p>

議長	<p>3月4月は新型コロナウイルスの関係もありましたので5月に開催させていただくこととなりました。選考委員会の委員は5名ということで、前回推進委員を決めた時の選考委員会は平成28年12月に開催しているのですが、その時の選考委員は、会長、職務代理と、糸魚川、能生、青海の期数が多いベテラン委員からそれぞれ1名ずつ出たいただきましたので、今回も同様に選出させていただく方向でお願いできないかと考えております。</p> <p>ただいま係長から説明がありましたが、糸魚川地区の鷺澤委員、能生地区の土沢委員、青海地区の上原委員、職務代理の松澤委員、そして私の5人を選考委員としてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>それでは、総会終了後に選考委員会を開催いたしますので、選考委員の皆様、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6/30(火) 午前9:30～ 市民会館3階会議室 <p>イ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス対策支援制度について ・ 人・農地プランの進捗状況について <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>